

補助金調書

| | | | | | | |
|---|---|--|----------|--------------|--------------------------------------|--|
| 補助金名 | 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 農林水産局総務農林部農業振興課 (TEL092-711-4852) | |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 福岡市水田農業推進協議会 | | 区分 | その他の補助金 | |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | 補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。 | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成24 | 年度 | 経過年数 | 9 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 水田を活用した農業を推進することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料受給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とした経営所得安定対策等を推進するため、国に代わり市町村段階で行う推進活動や要件確認に必要となる経費に対し補助金を交付するもの。 | | | | | |
| 補助金の終期 | 令和3 | 年度 | 延長回数 | 1 | 回 | |
| 終期を延長する 理由 | <p>人口減少、消費性向の変化等の影響により、主食用米の需要が年々減少していることに伴い米価の不安定化が懸念されることから、水田農家を取り巻く情勢は依然として厳しいものといえる。米価安定のためには、引き続き転作等による生産調整に取り組む必要があることから、当該事業の継続が求められている。</p> <p>なお、事業実施主体である福岡市水田農業推進協議会について、平成30年産以降国の生産数量目標の廃止後は国に替わって引き続き生産調整に取り組む方針を決定している。</p> <p>また、福岡県の当該補助事業についても引き続き継続されるため、本事業についても終期を延長するもの。</p> | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> 定額 | <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の普及推進活動(説明会の開催等) ・申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付 ・対象作物の作付面積等の確認事務 ・農業者情報のシステム入力・集計事務 ・農地利用集積円滑化に必要な活動 <p>など</p> | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | | |
| | 6,539 千円 | 6,539 千円 | 6,539 千円 | 6,812 千円 | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付 ・対象作物の作付面積等の確認事務 ・農業者情報のシステム入力・集計事務 | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 補助金の交付により、経営所得安定対策等を適切に運用することができ、ひいては食料自給率の向上と生産者の経営の安定に寄与している。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。